

# みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要

平成26年4月  
三重県農林水産部  
みどり共生推進課

この事業は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨（以下「みえ森と緑の県民税の導入趣旨」と言う。）に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開することができるよう、予算の範囲内でみえ森と緑の県民税市町交付金（以下「市町交付金」と言う。）を交付するものです。

## 1. 市町交付金の総額

毎年度のみえ森と緑の県民税の税込から制度の運営に必要な経費を除いた残りの概ね半分を市町交付金の総額とします。（5年間の総額で、県：市町＝5：5とする。）

## 2. 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本配分枠」と、事業費が基本配分枠を超える場合への対応として、市町からの申請に基づいて弾力的に配分する「特別配分枠」があります。

基本配分枠の総額と特別配分枠の総額は、市町交付金の総額を概ね3：1の割合で案分します。

基本配分枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
特別配分枠	大規模な公共施設の木造化や水源地保護のための公有林化等、事業費が大きく基本配分枠だけでは対応できない場合について、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

### 1) 基本配分枠の配分

均等配分を1市町当たり200万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分しますが、この時の配分割合は人口：森林面積＝1：1とします。

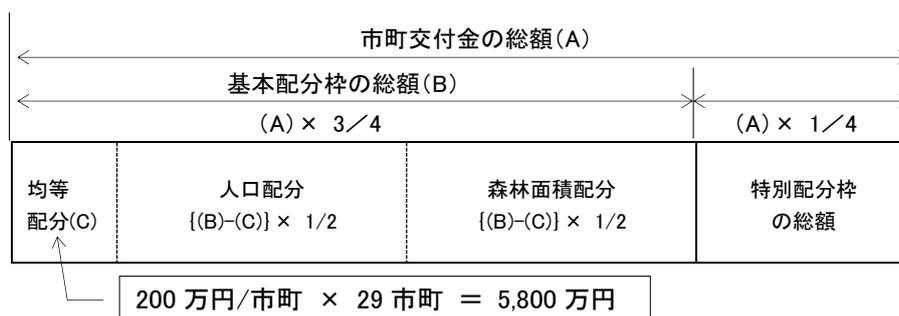
この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

### 2) 特別配分枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度の10月に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を同年度の12月末に市町に通知します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

なお、特別配分枠交付金には、市町1回当たりの申請額に上限を設け、その額を2,000万円としています。また、5年間の申請上限額を設け、その額を3,000万円としています。



### 3. 市町交付金の使い途

#### 1) 交付金事業実施の3原則

交付金事業の実施に当たっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

交付金事業実施の3原則	
【原則1】	既存事業の財源に巻き替えること無く、新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。
【原則2】	「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。
【原則3】	産業振興を目的としたものでないこと。

#### 2) 2つの基本方針と5つの対策

原則2に示す「2つの基本方針と5つの対策」は次のとおりです。

基本方針	対 策		対策の基本的な考え方
1. 災害に強い森林づくり	1	土砂や流木を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。
	2	暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3	森を育む人づくり	森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、児童・生徒をはじめ様々な県民に、森林や木材について学び・ふれあう機会を提供するなど、森と県民との関係を深める対策を進める。
	4	木の薫る空間づくり	木づかいを通じて森林を支えるため、県民の暮らしや公共空間において、建築からエネルギーまで幅広い用途での木材利用を促進するなど、木材と県民との関係を深める対策を進める。
	5	地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海つながりを意識した森林や緑、水辺環境を守る活動支援や、森林や緑と親しむための環境整備など、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。

交付金事業は、「交付金事業実施の3原則」を踏まえた上で、上表の「対策の基本的な考え方」に則った事業であれば実施可能です。なお、取り組み例は以下のとおりです。

基本方針	取り組み例
1. 災害に強い森林づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒廃した里山や竹林の整備 人家裏等で繁茂している竹林の伐採や倒木となる恐れのある危険木の伐採などにより、生活環境の向上を図ります。</li> <li>・道路沿いで倒木となる恐れのある木の除去 道路沿いの倒木となる恐れのある危険木を除去し、暮らしの安全を図ります。</li> <li>・水源林等の公有林化 住民の暮らしに欠かせない水道の水源となる森林を市町有林化し、将来にわたって市町が管理します。</li> </ul>
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校において、森林について学ぶ森林環境教育の実施 小中学校が実施する、森林について学び、体験する森林環境教育の活動を支援します。</li> <li>・県産木材を活用した机・イスの学校等への導入 保育園や小中学校へ木製の机やイスを導入し、木材と日常的に親しむ機会を作ります。</li> <li>・「食育」と連携した「木育（もくいく）」の推進 乳幼児健診の際に、木製のスプーン等をプレゼントし、「食育」とあわせて、木に親しみ、学ぶ「木育」を推進します。</li> <li>・公共建築物等の木造化・内装の木質化 公民館や老人福祉施などの公共建築物を改修・整備する際に、地域の木材を利用して木造化・内装の木質化を行い、木に親しむ空間づくりを進めます。</li> <li>・保育園の園庭の芝生化 保育園の園庭（運動場）に芝生を張り、子どもたちが緑を身近に感じ、大切に思う気持ちを育む環境づくりを行います。</li> </ul>

#### 3) 市町における基金設置について

市町は、交付金事業の財源に充てるための基金を設置することができることとしています。基金には、基本配分交付金を計画的に積み立てて、事業の財源に充てることができます。

### 4. 平成26年度当初予算額

268,600千円